

# 【動画セミナー】

令和6年度

## 所得税の定額減税の概要について

～給与支払者が行う事務のポイント～

七田総合研究所 代表 七田 亘  
(社会保険労務士・中小企業診断士)

2024年5月1日撮影

主催：日本商工会議所 産業政策第一部

## 七田 亘（しちだ わたる）

### ①経歴

- 埼玉県庁：中小企業支援・人事制度構築 等を担当
- みずほ総合研究所(株)：人事コンサルティングを担当
- 七田総合研究所 代表：社会保険労務士・中小企業診断士



### ②活動

#### ○コンサルタント業務

- ・公的支援策活用・経営戦略・人事労務・内部管理体制構築 支援

#### ○研修・セミナー講師

- ・公的機関、企業等の研修（経営革新・人事労務・階層別研修 等）

#### ○公職

- ・中小企業庁 法定経営指導員講習テキスト 監修委員
- ・日本商工会議所 年金制度改革ワーキンググループ メンバー
- ・日本商工会議所 第31期規制・制度改革専門委員会 学識委員

#### ○著作

- ・『マイナンバー制度の仕組みと簡単・安全な情報管理』（税務経理協会）
- ・『2時間でわかる消費税増税対策ブック』（税務経理協会） など

## はじめに（注意点）

- 本セミナーの資料は、日本商工会議所 産業政策第一部が作成した資料を元に、講師が加筆したものを使用しています。
- 本セミナーの内容は、**2024年4月26日時点の情報**に基づきます。
- 内容によって詳細が未公表の部分もあるので、**最新の詳細は国税庁や市区町村のHPで確認**してください。

**第1章 定額減税の概要**

**第2章 月次減税事務**

**第3章 年調減税事務**

**第4章 よくある質問**

## 定額減税の概要

# 1 - 1. 定額減税の概要

## そもそも定額減税とは

- 政府は急激な物価高による家計負担を軽減するため、2024年6月から、納税者本人と扶養家族を対象に、1人あたり所得税3万円・住民税1万円の計4万円を定額減税する方針を決定しました。
- デフレ完全脱却のための一時的な措置のため対象は2024年度の1年間のみです。

### 会社員40代・扶養家族3人の場合

	従来	令和6年6月	7月以降
月給	30万	30万	30万
- 社会保険料	3万	3万	3万
- 所得税	3,000	0	0
- 住民税	7,000	徴収なし 0	4,000
手取り	260,000	270,000	266,000

**+10,000円**    **+6,000円**

所得税3,000円  
×7ヶ月=21,000円  
12万円-21,000円  
=99,000円

**切り上げ給付で  
10万円支給**

～令和6年12月まで継続  
**満額減税受けられず**

年間合計8.4万円から  
**4万円減税÷11ヶ月**



所得税：3万 × 4人 = 12万  
住民税：1万 × 4人 = 4万    **計 16万円減税**



出典：公明党HP

6月以降の所得税・住民税から控除され、引ききれない場合は給付となります。 ⑤

## 1 - 1. 定額減税の概要

住民税の減税は、減税計算後の住民税決定通知書が5月31日までに届きますが、  
所得税の減税は、給与・賞与を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

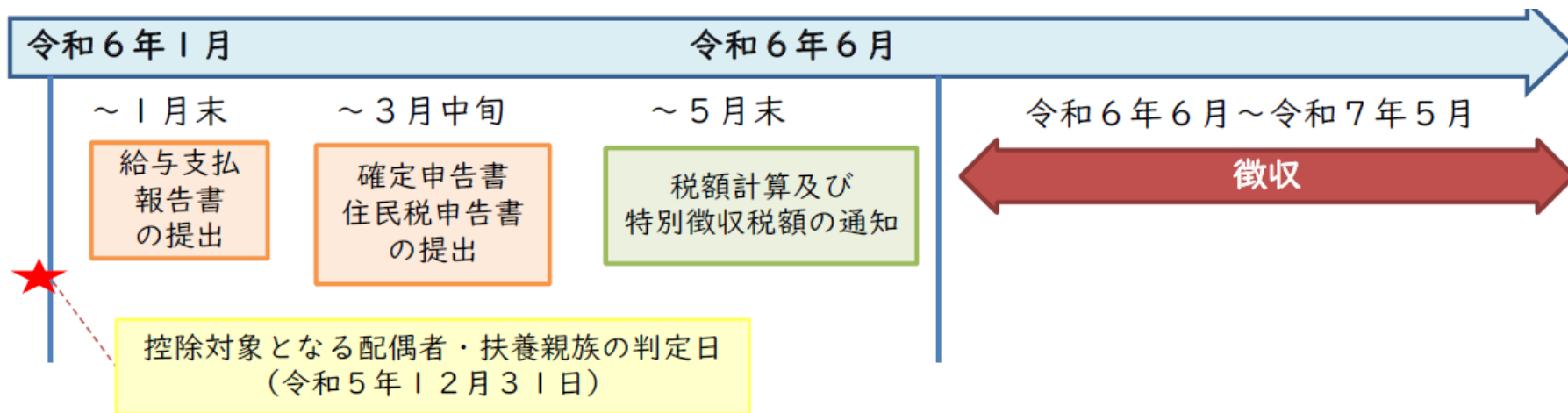
↓ (つまり)

**事業者（給与支払者）  
に事務負担が発生！**



# (参考) 個人住民税の減税の実施方法

減税計算後の住民税決定通知書が5月31日までに届きます。  
2024年6月は徴収せず、7月以降の11か月で徴収することとなります。

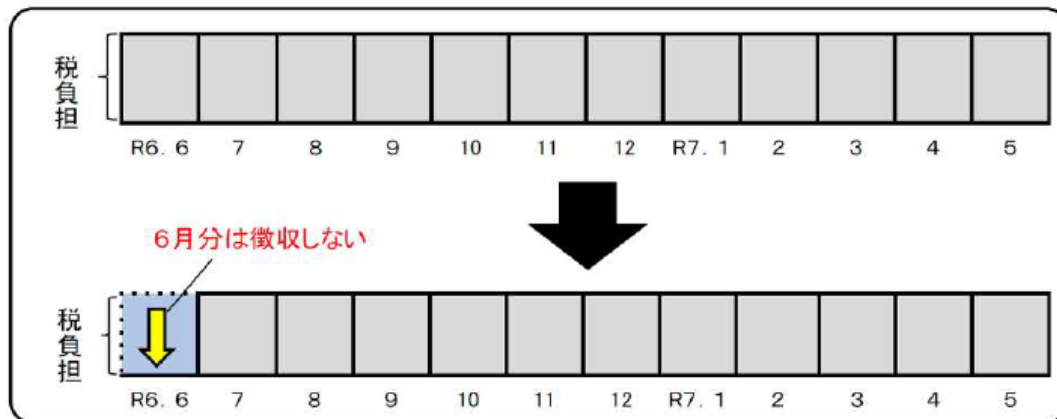


## 給与所得者に係る特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。

(注) 合計所得金額1,805万円超の者や均等割・森林環境税(国税)のみ課税者など、定額減税が適用されない者には、通常どおりの徴収方法による。

## 減税の実施方法(イメージ)

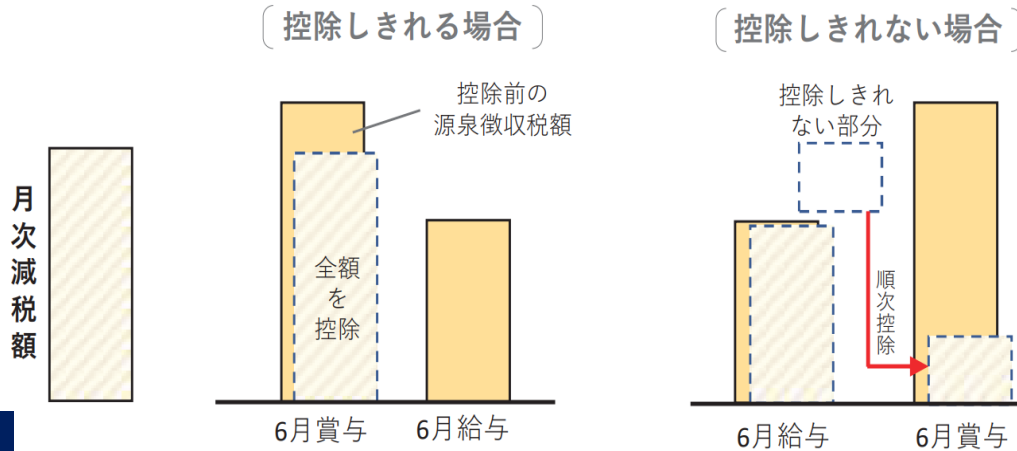




# 1 - 2. 給与支払者が行う必要がある事務（本日説明すること）

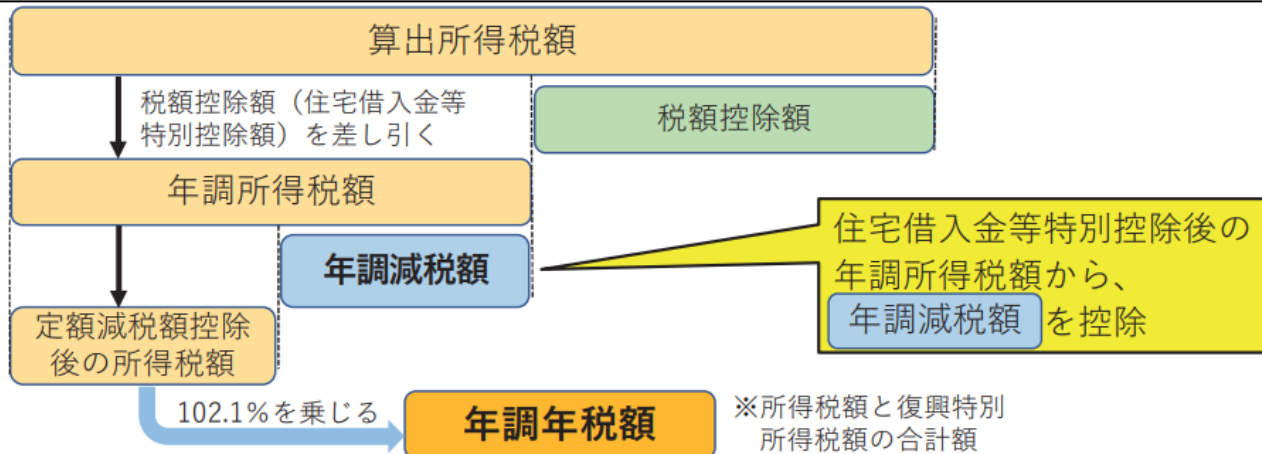
## ① 月次減税事務

給与支払者は①2024年6月1日以降に支払う給与等（賞与を含む）に対する源泉徴収額からその時点の定額減税額を控除する事務のこと。



## ② 年調減税事務

年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務のこと。



# 月次減税事務

## 2-1. 月次減税事務のイメージ

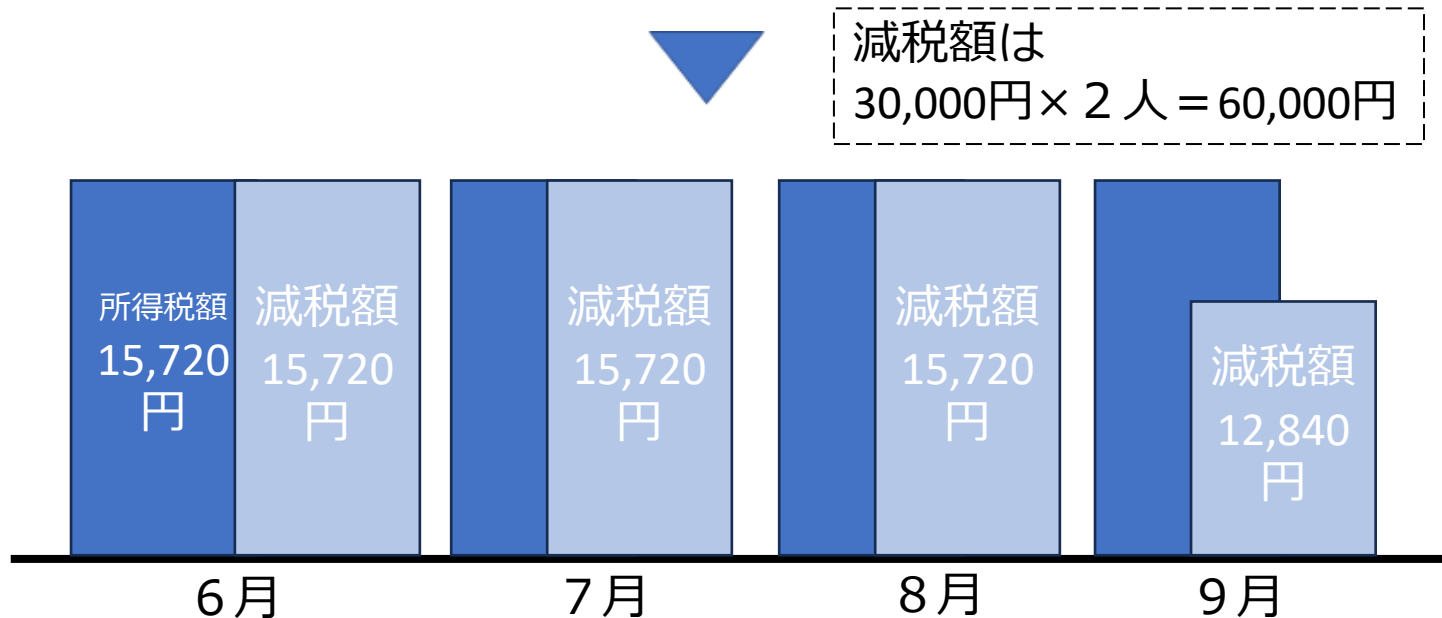
(例)

37歳扶養家族が1人で、  
月額給与50万円、賞与なしの場合



⇒ 6月の源泉徴収税額は15,720円。

**4か月にわたって控除**する必要あり。



## 2 - 2. 月次減税事務の手順

### ① 控除対象者の確認

### ② 各人別控除事績簿の作成

### ③ 月次減税額の計算

(1) 居住者である同一生計配偶者の確認

(2) 居住者である扶養親族の確認

(3) 扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者に係る申告

### ④ 給与等支払時の月次減税額の控除

(1) 各人別控除事績簿への記入

(2) 源泉徴収簿への記入

### ⑤ 給与支払明細書への記載

### ⑥ 納付書への記載

## 2-2. 月次減税事務の手順

### ① 控除対象者の確認

2024年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（＝扶養控除等申告書を提出している人）が対象となるので社内の対象者を確認します。

### ② 各人別控除事績簿の作成

各人別の月次減税額を管理するための帳簿を作成します。

※下記様式は国税庁HP（QRコード）よりダウンロードすることが出来ます！



各人別控除事績簿

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		月次減税額の控除												備考	
			令和6年 月 日			令和6年 月 日			令和6年 月 日			令和6年 月 日				
	同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額 ((受給者本人+①の人数) × 30,000円) ②	控除前 税額 ③	②のうち ③から 控除した 金 額 ④	控除しきれ ない 額 ⑤ (②-④)	控除前 税額 ⑥	⑤のうち ⑥から 控除した 金 額 ⑦	控除しきれ ない 額 ⑧ (⑤-⑦)	控除前 税額 ⑨	⑧のうち ⑨から 控除した 金 額 ⑩	控除しきれ ない 額 ⑪ (⑧-⑩)	控除前 税額 ⑫	⑪のうち ⑫から 控除した 金 額 ⑬	控除しきれ ない 額 ⑭ (⑪-⑬)		

## 2-2. 月次減税事務の手順

### ③月次減税額の計算

同一生計配偶者及び扶養親族の数によって減税額が決まるため確認を行います。

#### (1)居住者である同一生計配偶者の確認

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭和11以後出生)	令和6年中の 所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実 <small>該当する場合は○印を付けてください。</small>
		あなたとの続柄	生年月日	非定扶養親族 (平成14.2.9.～平成18.1.15.)		
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)	やまかわ あきこ	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7			200,000 円	<input type="checkbox"/>
	山川 明子		大平 55・10・5			
1	やまかわ いちろう			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	0 円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払  <input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上
	山川 一郎	子	別居 14・2・4	<input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族		

出典：国税庁「定額減税に係る源泉徴収事務」

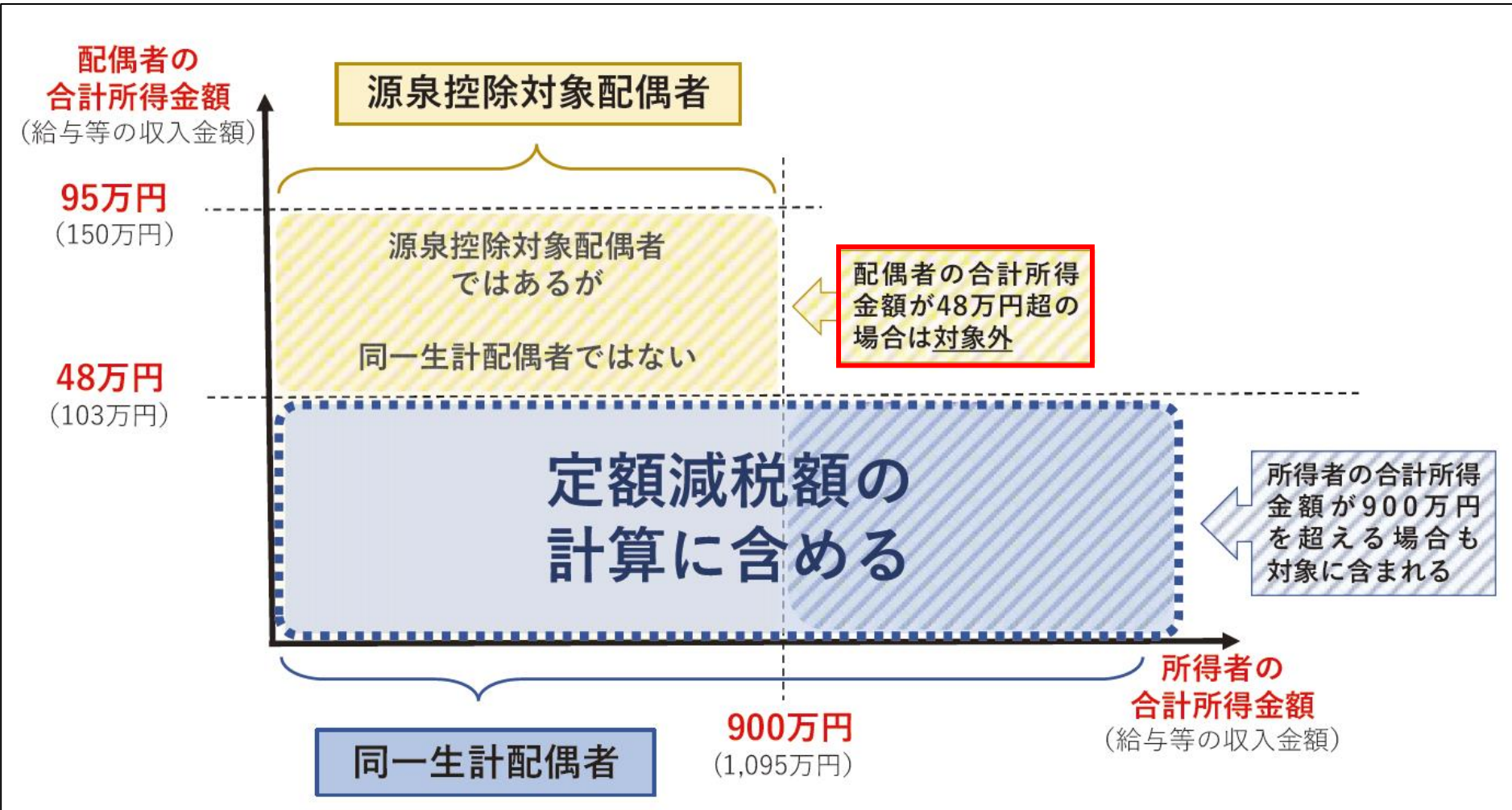
提出を受けている扶養控除等申告書を確認し、源泉控除配偶者のうち、「**令和6年度中の所得の見積額**」が48万円以下かつ、「**非居住者である親族**」に○がない場合は対象者としてカウントします。

非居住者とは？

国内に住所を持たず、かつ1年以上国内に住んでいない者を指します。

## 2-2. 月次減税事務の手順

### 定額減税計算に含める同一生計配偶者



## 2-2. 月次減税事務の手順

### (2) 居住者である扶養親族の確認

#### 扶養控除等申告書

主たる給与から控除を受ける 控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平21.1.1以前生)	1	やまかわ いちろう	子	14・2・4	<input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族	0	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 30万円以上の実収	△△市〇〇町 1-2-3
	2				<input type="checkbox"/> 特別老親等 <input type="checkbox"/> その他			
	3				<input type="checkbox"/> 特別老親等 <input type="checkbox"/> その他			
	4				<input type="checkbox"/> 特別老親等 <input type="checkbox"/> その他			
					<input type="checkbox"/> 特別老親等 <input type="checkbox"/> その他			

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の 扶養親族 (平21.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族 (30万円以上の実収を付けてください。)
1	やまかわ じろう 山川 二郎	556677889900	子	227・5	△△市〇〇町1-2-3	
2						

退職手当等を有する 配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (控除する項目にチェックを付けてください。)	令和6年 所得の見込
			明大親			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 16歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	

出典：国税庁「定額減税に係る源泉徴収事務」

提出を受けている扶養控除等申告書を確認し、  
扶養親族のうち、居住者は対象者としてカウントします。

扶養親族とは？

所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、  
**16歳未満の扶養親族も含まれます。**



## 2-2. 月次減税事務の手順

### (3) 扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者に係る申告

⑭ページの  
青の斜線部分の人



出典：国税庁「定額減税に係る源泉徴収事務」

最初の月次減税事務を行う時まで「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出を受けることで対象者としてカウントすることが出来ます。

※様式は国税庁HP（QRコード）よりダウンロードすることが出来ます！



## 2-2. 月次減税事務の手順

### ④ 給与等支払時の月次減税額の控除

2024年6月1日以降の給与・賞与支払い時に月次減税を行います。

#### (1) 各人別控除事績簿への記入

基準日在职者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		令和6年6月15日		令和6年7月15日		令和6年8月15日		控除 税額		
	同一生計 配偶者と 扶養親族 の数 ①	月次減税額 (受給者本人 + ①の人数) × 30,000円 ②	控除前 税額 ③	②のうち 控除し きれな い金額 (②-③) ④	控除前 税額 ⑥	⑤のうち 控除し きれな い金額 (⑤-⑥) ⑦	控除前 税額 ⑨	⑧のうち 控除し きれな い金額 (⑧-⑨) ⑩			
大内啓祐	1	60,000	5,000	5,000	5,000	5,000	50,000	5,000	5,000	45,000	

作成した各人別控除事績簿に扶養親族の数と毎月の控除額を記入します。  
(手入力は黄色の箇所のみで他は自動計算されます)

#### (2) 源泉徴収簿への記入

〔記載例〕 <各人別控除事績簿と源泉徴収簿への記入方法>

(各人別控除事績簿)

基準日在职者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		令和6年6月25日		令和6年6月28日		控除しきれ ない金額 (⑤-⑦) ⑧	
	同一生計 配偶者と 扶養親族 の数 ①	月次減税額 (受給者本人 + ①の人数) × 30,000円 ②	控除前 税額 ③	②のうち 控除し きれな い金額 (②-③) ④	控除前 税額 ⑥	⑤のうち 控除し きれな い金額 (⑤-⑥) ⑦		
山川 太郎	3	120,000	11,750	11,750	108,250	93,000	93,000	15,250

(源泉徴収簿)

給与	支払日	支払金額	源泉徴収額	控除額	控除後の金額			
5	24	500,000	76,300	421,700	2	11,750	11,750	
6	25	500,000	76,300	421,700	2	11,750	▲11,750	
賞与	6	28	900,000	140,940	759,060	2	93,000	▲93,000

源泉徴収簿には「算出税額」欄の下に、  
控除した金額をマイナス（▲）で記入します。

## 2-2. 月次減税事務の手順

### ⑤ 給与支払明細書への記載

月次減税の内容を給与支払い明細書に記載し、従業員へ通知します。

〔記載例〕 給与支払明細書

給与支払明細書	
給与金額	×××円
源泉徴収税額	×××円
・	
・	
・	
<b>定額減税額 (所得税)</b>	<b>×××円</b>

出典：国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」

給与支給明細書の適宜の箇所に「定額減税額×××円」または「定額減税額（所得税）×××円」と表記します。

## 2-2. 月次減税事務の手順

### ⑥納付書への記載

月次減税後の金額を集計し、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）に記載します。

項目	金額
給与・給料等 (01)	060625
基本・役付賃金を除く (02)	060610
月雇労働者の賃金 (06)	
退職手当等 (07)	
総理士等の報酬 (08)	060628
役員費等 (09)	
以上の支払確定年月日	
年未調整による不足総額 (04)	
年末調整による超過総額 (05)	
本税	39845
延滞税	
合計額	¥39845

出典：国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」

- ①月次減税額控除後の数字を集計した金額を記入します。
- ②仮に合計欄が0円となる場合でも納付書の提出は必要です。

## 年調減税事務

## 3 - 1. 年調減税事務の手順

---

- ①年調減税額の計算
- ②年調減税額の控除
- ③源泉徴収票への記載

# 3 - 1. 年調減税事務の手順

## ①年調減税額の計算

年末調整の対象者に対し、年調減税額の計算を行います。  
(※所得が1,805万円を超えると見込まれる者は対象外)



出典：国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」

**年末調整を行う時の現況における居住者である  
同一生計配偶者の有無と扶養親族の数を確認します。**

### 想定されるケース①

6月以降に子どもが生まれた場合  
⇒扶養控除等申告書に記載する  
ことで年調減税額に含めます。

### 想定されるケース②

6月以降に扶養親族が亡くなった場合  
⇒亡くなった日の現況で扶養親族で  
あれば年調減税額の計算に含めます。

# 3 - 1. 年調減税事務の手順

## ②年調減税額の控除

例年と同様に所得税額を算出後、年調減税額を控除します。

調 整	差引課税給与所得金額及び算出所得税額	㉑	3,011,000	㉒	203,600	①	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓		㉔	40,000		
	年調所得税額	㉕		㉖	163,600		
	年調減税額	㉗-2		㉘	120,000		
	年調減税額控除後の年調所得税額	㉙-3		㉚	43,600		
	控除外額	㉛-4		㉜	0		
	年調年税額(「㉚」×102.1%)	㉝		㉞	44,500		
	差引超過額	㉟		㊱	160,310		
	超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㊲		㊳		
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㊴		㊵		
差引還付する税額		㊶		㊷	160,310		
同上的うち			本年中に還付する金額	㊸	160,310		
不足額の精算			翌年において還付する金額	㊹	0		
	本年最後の給与から徴収する金額	㊺		㊻			
	翌年に繰り越して徴収する金額	㊼		㊽			

出典：国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」

- ①例年と同様に所得税額を算出します。
- ②住宅ローン控除等を控除し、年調所得税額を算出します。
- ③年調所得税額から年調減税額を控除します。



# 3 - 1. 年調減税事務の手順

## ③源泉徴収票への記載

源泉徴収票に控除済み額と控除外額（控除しきれなかった額）を記載します。

調 整	差引課税給与所得金額及び算出所得税額	㉑	3,011,000	㉒	203,600	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額			㉓	40,000	
	年調所得税額			㉔	163,600	
	年調減税額			㉔-2	120,000	
	年調減税額控除後の年調所得税額			㉔-3	43,600	
	控除外額			㉔-4	0	
	年調年税額(㉔-3)×102.1%)			㉕	44,500	
	差引超過額			㉖	160,310	
	超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額			㉗	
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額			㉘	
差引還付する税額				㉙	160,310	
同上的うち				㉚	160,310	
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額			㉛		
	翌年に繰り越して徴収する金額			㉜	0	

源泉徴収票

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

〒 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町 1-2-3

氏名 ヤマカワ タロウ  
山川 太郎

給与 7,770,000 5,893,000 2,881,300 44,500

源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000円、控除外額 0円

出典：国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」

控除済みの金額を「源泉徴収時所得税減税控除済額××円」と記載します。  
 控除しきれなかった金額を「控除外額××円」と記載します。  
 （全額控除しきれなかった場合でも「控除外額 0円」と記載が必要です）

## よくある質問

## 4-1. よくある質問

Q 1. 2024年7月以降に扶養親族の数が変わる場合は、月次減税額も変わるようになりますか？

A 1. 例えば、7月に子の出生によって扶養親族の人数が増え、2024年6月と7月とでは扶養親族の人数が異なることとなっても、月次減税額の増額は行いません。なお、こうした**人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算される**こととなります。

Q 2. 月次減税額を計算するにあたって、社員から新たに申告書を提出してもらう必要がありますか？

A 2. 定額減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数については、（6月1日時点の）社員が既に提出した扶養控除等申告書に基づき把握することになりますので、**新たに扶養控除等申告書を再提出してもらう必要はありません。**

## 4-1. よくある質問

Q 3. 2024年6月2日以後に就職した人は、月次減税の対象とするのですか？

A 3. 2024年6月2日以後に就職した人については、**基準日（6月1日時点の）在職者に該当しないため、月次減税額の控除を受けることはできません。**  
年末調整において定額減税額の控除（年調減税）を受けることとなります。

Q 4. 2024年6月2日以後に退職した人は、どのように対応すればよいですか？

A 4. 年末調整を行わずに退職し再就職する場合は、次の会社の年末調整において定額減税額の控除（年調減税）を受けることとなります。

**再就職しない場合は確定申告により定額減税額の控除を受けることとなります。**

どちらの場合でも、退職者の源泉徴収票に月次減税額を記載する必要はありません。

## 4-1. よくある質問

Q 5. 給与収入が2,000万円を超える人など、合計所得金額が1,805万円を超えることが確実な人についても、主たる給与の支払者のもとで、月次減税の対象とされるのですか？

A 5. 合計所得金額が1,805万円を超えることが見込まれる人であっても、6月1日時点の在職者は、**月次減税の対象となります。**

※ 確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。

Q 6. 公的年金（老齢年金）を受給している社員も主たる給与の支払者のもとで、月次減税の対象とされるのですか？

A 6. 公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、**主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることとなります。**なお、給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、**確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われる**こととなります。

## 4-1. よくある質問

Q 7. 住宅ローン控除への影響はありますか？

A 7. 年末調整や確定申告の際には、住宅ローン減税後の税額から改めて減税額を計算するため、**住宅ローン減税の恩恵はこれまでと変わりなく受けることができます。**

Q 8. ふるさと納税への影響はありますか？

A 8. ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とされ、**定額減税の影響は受けないこととなりました。**

## 4-1. よくある質問

Q 9. 源泉徴収税額表の乙欄、丙欄が適用される従業員は月次減税、年調減税の対象ですか？

A 9. 源泉徴収税額表の乙欄、丙欄が適用される従業員は**月次減税、年調減税ともに対象外**となります。

なお、乙欄が適用されている方は、扶養控除等申告書を提出している主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受け、控除しきれない金額がある場合は確定申告で精算することになります。

丙欄が適用されている方は、給与の支払者のもとでは定額減税の適用は受けられないので、確定申告で定額減税の適用を受けることになります。

Q 10. 青色事業専従者は定額減税の適用を受けますか？

A 10. **青色事業専従者も定額減税の適用を受けます**。手順として、主たる給与の支払者（青色申告者）のもとで、月次減税額を順次控除することとされ、年末調整や確定申告においても定額減税の適用を受けます。

なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、納税者の同一生計配偶者や扶養親族とはされません。

## 4-1. よくある質問

Q 1 1. 甲欄適用の居住者である従業員の年間収入が103万円以下（合計所得金額が48万円以下）と見込まれる場合、年間の所得税額はゼロになりますが、定額減税の対象となりますか？

A 1 1. この場合、年間収入が103万円以下となり年間の所得税額がゼロと見込まれる場合であっても、定額減税の対象となります。給与支払いで極めて低額であっても源泉所得税が発生したらその都度、月次減税して控除します。

Q 1 2. 定額減税で控除しきれないと見込まれる人には差額を給付されるのですが、手続きはどのようにすればいいですか？

A 1 2. 定額減税しきれないと見込まれる場合は、個人住民税を課税する市区町村が定額減税しきれない差額を給付（調整給付）します。  
市区町村の準備が出来次第、給付対象者に対して案内があるので、その案内にしたがって手続きをしてください。なお、その際は申請期限に注意してください。



# (ご参考) リンク集



定額減税特設サイト

## 定額減税 特設サイト

【リンク先アドレス】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



国税庁解説動画  
(YouTube)



【リンク先アドレス】

<https://www.youtube.com/watch?v=4BAKJ0cOLOM>

 **日本商工会議所**